

わた SHIGA 輝く国スポ長浜市競技別リハーサル大会宿泊実施要項

1 趣旨

この要項は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ長浜市宿泊基本計画に基づき、第79回国民スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ」長浜市競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員及び視察員等（以下「大会参加者」という。）の宿泊について必要な事項を定める。

2 実施方法

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ長浜市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係機関及び関係団体と十分な調整を行い、大会参加者の配宿業務にあたるものとする。

3 宿舎

大会参加者の宿舎は、原則として市内の旅館（旅館業法の許可を受けて営業を行うホテル、旅館及び簡易宿所をいう。）とする。

ただし、風紀上、衛生上及び安全対策上支障があると認められる宿舎は利用しないものとする。

4 配宿

(1) 選手、監督の宿舎は、都道府県（又はチーム）別及び男女別等を考慮して配宿するものとする。

(2) 選手、監督の配宿は、原則として他の大会参加者とは別とする。

(3) 1人の宿泊に要する広さは3.3㎡（2畳）以上とする。

5 宿泊料金

宿泊料金は、旅館ごとに設定を行うものとする。

6 食事

(1) 宿舎において提供する食事は、衛生面に十分配慮するとともに、選手に考慮し、栄養面に優れた献立とする。

(2) 昼食弁当については、別に定める弁当調達要項に基づき、斡旋・支給を行うものとする。

7 宿泊料金の精算

宿泊料金の精算は、宿泊責任者又は大会参加者が現地にて精算するものとする。

8 その他

(1) 大会参加者が、実行委員会に対して宿泊の斡旋を希望しない場合は、この要項は適用しない。

(2) この要項に定めるもののほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項は別に定める。